

猫のストレスサイン

- ① 不適切な場所での排泄、壁などへの尿スプレー
- ② 狭いところに閉じこもって出てこなくなる
- ③ 不適切な場所での爪とぎ行動
- ④ 体を過度に舐め、毛が抜けてしまう
- ⑤ グルーミングをしなくなり、毛がバサバサになる
- ⑥ 他の猫を執拗に追いかけてまわす、追い詰める
- ⑦ 食欲不振、元気消失
- ⑧ 膀胱炎、便秘








このような状態が見られたら
猫の複数頭飼育のポイントを確認

- ・ 一時的に猫を隔離する
 - ・ 相性の悪い猫と部屋を分ける
- など緊急対策を行い、専門家に相談したり、場合によっては猫を新しい飼い主に譲って数を減らす必要があります。



猫の複数頭飼育のポイント

猫を複数頭飼うことは、誰にでもできることではありません。飼う場合には、以下のことを家族みんなよく話し合い、人と猫の幸せを考えて行いましょう。

<p>性格は？</p> 	<p>猫を好きな性格の猫を選びましょう。母猫やきょうだいと離乳まで一緒に暮らした猫だと、他の猫との社会化ができていますので比較的受け入れられやすいようです。先住猫が孤独を好むタイプなら、新たな猫は他の猫を無視できる性格の猫を選ぶ必要があります。</p>	<p>引き合わせ方は？</p> 	<p>健康状態が確認できたら、先住猫に新しい猫を引き合わせることはできますが、新しい猫が落ち着いていられない場合は、まだ先住猫と会わせるべきではありません。最初は先住猫を他の部屋に隔離して、新しい猫にその部屋を確認させます。新しい猫が十分に匂いを嗅ぎ、落ち着いた態度でいることができるようになったら、両方の猫にハーネスと引き綱をつけた状態で部屋の端と端におき、先住猫と対面させます。すぐに匂いを嗅ぎ合う猫もいますが、多くの場合はお互い知らないふり、あるいはお互いすぐに逃げてしまうなどの警戒行動をとります。猫の様子を見ながら部屋のドア越し対面を続けるか、たくさん逃げる場所を作った状態で時間を決めて一緒に部屋で自由にし次第に慣れていくのを待ちますが、お互いが落ち着いていられない場合には会わせるのは時期尚早です。決して人が猫同士を近づけてはいけません。</p>
<p>年齢は？</p> 	<p>猫の年齢差が大きいと体力的な差も大きくなりますので、最大でも4〜5歳差がいいでしょう。新しい猫が生後半年以下の子猫ならば、すんなりと受け入れられることが多いようです。ただし、7歳以上の高齢猫に元気いっぱいの子猫が来ると、子猫のパワーに負けて避けるようになってしまうことがありますから注意が必要です。</p>		
<p>雌雄の組み合わせは？</p> 	<p>オス・メスの組み合わせが最も仲がいいといわれていますが、繁殖を防ぐため不妊去勢措置が必要です。去勢したオス同士も、比較的容易に仲良くなる人が多いようです。メスは警戒心が強いので慣れるのに時間がかかる傾向があります。</p>		
<p>健康状態は？</p> 	<p>先住猫、新しい猫のどちらも動物病院でウイルス(FIV、FeLV など*)、寄生虫、健康状態のチェックをしましょう。特に拾った猫など出自の分からない猫を受け入れるときは、いきなり先住猫に接触させると思わぬ病気がうつることがあります。獣医師による健康チェックが終わるまでは別々に飼い、食器やタオルなどの共用を避け、触れた後は手を洗うなどの配慮が必要です。</p> <p>★: FIV=猫免疫不全(通称猫エイズ)ウイルス FeLV=猫白血病ウイルス</p>	<p>接し方は？</p> 	<p>猫は一般に先にその場所にいたものが優先権を持つ傾向があります。優先権は常に先住猫にあると考え、遊びや食餌、なでるなどのコミュニケーションも全て先住猫を優先します。新しい猫が子猫の場合、つい関心が子猫に向かいがちですが、先住猫の気持ちを考えましょう。新しい猫は最初から「2番」の扱いを受けていれば、そういうものだと容易に馴染みます。</p>

*6: 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号)

第5ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること。